

議第18号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会の項中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。